

平成 18 年 5 月 15 日

## 各 位

会 社 名 イソライト工業株式会社  
代 表 者 代表取締役社長 橘 正清  
(コード番号 : 5358 大証第一部)  
問合せ先 総務部長 伊達和宏  
(TEL. 06-6345-7231)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 15 日開催の当社取締役会において、平成 18 年 6 月 27 日開催予定の当社第 116 期定期株主総会に下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 変更の理由

平成 18 年 5 月 1 日に「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）が施行されたこと等に伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 公告閲覧の利便性の向上を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更するとともに、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。 (変更案第 5 条)
- (2) 単元未満株式を保有する株主の権利を相当の範囲に制限し、明確化するものであります。 (変更案第 10 条)
- (3) 株主総会においてより充実した情報提供を可能にするため、株主総会参考書類等の一部をインターネットを用いて開示できるようにするものであります。 (変更案第 19 条)
- (4) 機動的な取締役会の運営を図るため、取締役会において書面または電磁的記録によって決議できるようにするものであります。 (変更案第 26 条第 2 項)
- (5) その他、会社法に基づく規定の新設、削除、文言の変更を行うものであります。
- (6) 上記の変更に伴い、条数の繰り下げ等および所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
(商 号) 第1条 当会社はイソライト工業株式会社と称する。 英文では、 Isolite Insulating Products Company, Limited と記する。 (本店の所在地) 第2条 当会社は本店を大阪市に置く。	第1条 (現行どおり)
(目 的) 第3条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。 1. 断熱材及び耐火物の製造並びに販売 2. 築炉及び保温工事の請負、設計、施工並びに監理 3. 普通煉瓦及び煉瓦タイルの製造並びに販売 4. 普通煉瓦及び煉瓦タイル工事の請負、設計、施工並びに監理 5. 各種軽量粒及び軽量粉末の製造並びに販売 6. 各種製粉事業 7. 住宅用機器の製造、加工並びに販売 8. 冷暖房工事の請負、設計、施工並びに監理 9. 集成材その他建材の製造、加工並びに販売 10. こんろその他燃焼器具類の製造並びに販売 11. 石油製品の販売 12. 土地の造成並びに不動産の賃貸借、管理、売買、仲介 13. ホテル、食堂並びにスポーツ、観光に関する施設の経営 14. ディスカウントショップにおける下記物品の販売並びに輸出入業務 (1) 住宅用の建築材料、金物、塗料及び工具 (2) 家庭用電気製品、日用雑貨品、台所用品、家具及び室内装飾品 (3) 衣料品、寝具類、装身具、鞄、履物及び袋物	第2条 (現行どおり) 第3条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
(4) 食料品、酒類、清涼飲料水、果汁飲料水及び調味料 (5) 時計、眼鏡、貴金属、宝石、光学機器及び写真器材・感光材 (6) 遊戯具、玩具、スポーツ用品、自動車用品、自転車類、楽器、コンパクトディスク、カセットテープ、書籍、文房具、事務用品及び事務用機器 (7) 園芸用草木類、園芸用材料、ペット用品、肥料、医薬品、医療用具、医薬部外品及び化粧品 15. 土木工事の請負、設計、施工並びに監理 16. 造園工事の請負、設計、施工並びに監理 17. 補装工事の請負、設計、施工並びに監理 18. 電気、電話等ケーブル貫通部の延焼防止材の製造並びに販売 19. 電気、電話等ケーブル貫通部の延焼防止工事の請負、設計、施工並びに監理 20. 鉄骨耐火被覆材の製造並びに販売 21. 鉄骨耐火被覆工事の請負、設計、施工並びに監理 22. 吸音材及び遮音材の製造並びに販売 23. 吸音及び遮音工事の請負、設計、施工並びに監理 24. 前各号に付帯関連する事業	(現行どおり)
(新設)	(機関の設置) <u>第4条</u> 当会社は、取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。
(公告の方法) <u>第4条</u> 当会社の <u>公告</u> は日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) <u>第5条</u> 当会社の <u>公告方法</u> は電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
2章 株 式	2章 株 式
(株式の総数) <u>第5条</u> 当会社が発行する株式の総数は5千1百25万9千株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	(発行可能株式総数) <u>第6条</u> 当会社の発行可能株式総数は5千1百25万9千株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。
(新設)	(株券の発行) <u>第7条</u> 当会社は、その株式に係る株券を発行する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2項の規定により取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第7条 当会社の1単元の株式の数は1,000株とする。</u>  <u>当会社は、1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</u></p> <p>(株券の種類)</p> <p><u>第8条 当会社の株券の種類は取締役会の定めるところによる。</u></p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条 当会社の1単元の株式の数は1,000株とする。</u>  <u>当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株券の種類)</p> <p><u>第9条 (現行どおり)</u></p> <p>(単元未満株主の権利)</p> <p><u>第10条 当会社の単元未満株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、次に掲げる権利以外の権利行使することができない。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>1. 法令により定款をもってしても制限することができない権利</u></li> <li><u>2. 株主割当による募集株式及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></li> <li><u>3. 単元未満株式買増請求をする権利</u></li> </ul> <p>(削除)</p>
<p>(基準日)</p> <p><u>第9条 当会社は毎営業年度末日現在の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主名簿に記載または記録された実質株主を含む。以下同じ）をもって、その営業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とみなす。</u>  <u>前項の外必要があるときは予め公告して臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(名義書換代理人)</u></p> <p>第10条 当会社は株式につき、<u>名義書換代理人</u>を置く。</p> <p><u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>当会社の株主名簿、<u>実質株主名簿</u>及び株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、質権の登録、信託財産の表示、株券の交付、届出の受理、単元未満株式の買取及び買増請求等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>	<p><u>(株主名簿管理人)</u></p> <p>第11条 当会社は株式につき、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p><u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>当会社の株主名簿（<u>実質株主名簿を含む。以下同じ。）及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置き、その他の株主名簿、株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p><u>(株式の取扱)</u></p> <p>第11条 当会社の株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取及び買増、質権の登録、信託財産の表示、株主のなすべき届出、株券の再発行、株式に関する手数料等株式に関する取扱は取締役会が定める株式取扱規則による。</p>	<p><u>(株式取扱規則)</u></p> <p>第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会が定める株式取扱規則による。</p>
<p><u>(単元未満株式の買増請求)</u></p> <p>第11条の2 単元未満株式を有する株主は、その単位未満株式の数と併せて<u>1単元の株式数となるべき数</u>の株式を自己に売り渡すべき旨を当会社に請求することができる。</p>	<p><u>(単元未満株式の買増請求)</u></p> <p>第13条 単元未満株式を有する株主は、その単位未満株式の数と併せて<u>単元株式数となる数</u>の株式を自己に<u>売り渡す旨</u>を当会社に請求することができる。</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p>
<p><u>(招 集)</u></p> <p>第12条 当会社は毎年6月に定時株主総会を招集する。</p> <p><u>前項の外必要があるときは臨時株主総会を招集する。</u></p> <p><u>株主総会は本店の所在地においてこれを招集する。</u></p>	<p><u>(基準日)</u></p> <p>第14条 当会社は毎年3月31日の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。</p> <p><u>(招 集)</u></p> <p>第15条 当会社は毎年6月に定時株主総会を招集する。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議長)</p> <p>第13条 株主総会の議長は社長がこれに当る。社長に事故があるときは予め取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>(普通決議の要件)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 商法第343条第1項の規定に定める株主総会の決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は当会社の<u>議決権</u>を行使し得る他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(議長)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(決議要件)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 会社法第309条第2項の規定に定める株主総会の決議は、<u>議決権</u>を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第18条 株主は当会社の<u>議決権</u>を行使できる他の株主<u>1名</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合には、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面</u>を会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第19条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用して利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第16条 当会社に取締役3名以上を置く。</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第17条 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>	<p>4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第20条</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第21条 (削除) 取締役の選任は、株主総会において、<u>議決権</u>を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 取締役の選任決議は累積投票によらない。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は就任後1年内の最終の<u>決算期</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>補欠または増員により選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第19条 取締役会は<u>その決議をもって</u>取締役会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>定める</u>ことができる。</p> <p>取締役会長、社長、副社長、専務取締役及び常務取締役は各自当会社を代表する。</p> <p>(相談役、顧問及び支配人)</p> <p>第20条 取締役会はその決議をもって相談役、顧問及び支配人各若干名を置くことができる。</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第21条 取締役会は取締役会長が招集しその議長となる。 取締役会長に事故があるときは社長、<u>取締役会長及び</u>社長に事故があるときは予め取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会の決議要件)</p> <p>第23条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>補欠または増員により選任された取締役の任期は他の現任取締役の任期の満了すべきときまでとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、<u>取締役の中から代表取締役を若干名を選定する。</u> 取締役会の決議により、取締役会長及び社長各1名、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>選定する</u>ことができる。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は取締役会長が招集しその議長となる。 取締役会長に<u>欠員</u>又は事故があるときは社長、社長に事故があるときは予め取締役会が定めた順序により他の取締役がこれに当る。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会)</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的方法により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないとときは、取締役会の承認決議があつたものとみなす。 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第5章 監査役及び監査役会  (監査役の員数) 第24条 当会社に監査役3名以上を置く。  (監査役の選任) 第25条 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  (監査役の任期) 第26条 監査役の任期は就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。  補欠により選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。  (常勤監査役) 第27条 監査役はその互選により常勤監査役若干名を定める。  (監査役会の招集通知) 第28条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときはこの期間を短縮することができる。  (監査役会の決議要件) 第29条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。  (新設)	第5章 監査役及び監査役会  (監査役の員数) 第27条 (現行どおり)  (監査役の選任) 第28条 (削除) 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。  (監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 補欠により選任された監査役の任期は退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。  (常勤監査役) 第30条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。  (監査役会の招集通知) 第31条 (現行どおり)
第6章 計 算  (営業年度) 第30条 当会社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、毎営業年度末に決算を行う。  (利益配当) 第31条 利益配当金は毎営業年度末日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者にこれを支払う。	第6章 計 算  (事業年度) 第34条 当会社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。  (剩余金の配当の基準日) 第35条 期末配当は毎年3月31日、中間配当は毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主もしくは登録株式質権者に対して行うことができる。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(中間配当)</p> <p><u>第 32 条 当会社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対して中間配当をすることができる。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p>
<p>(除斥期間)</p> <p><u>第33条 利益配当金及び中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</u></p>	<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第36条 取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第37条 期末配当金及び中間配当金がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払いの義務を免れる。</u></p>

以 上